

報告タイトル（＊日本語と英語両方ご記入ください）

習近平政権下の司法体制改革—司法責任制の導入とその実態—
“Judicial Reform under Xi Jinping’s Administration: Introduction of Judicial
Accountability System and its Reality”

氏名（所属）

内藤寛子（アジア経済研究所）
NAITO Hiroko (Institute of Developing Economies)

要旨（800字程度）

習近平政権は「法治」を推進するための具体的な改革のひとつとして司法体制改革を提起した。胡錦濤政権下においては、中央政法委員会を主管とする中央司法体制改革領導小組を設け、司法体制改革の担い手が党中央となった。そして習近平政権下では、中央依法治国委員会が中央司法体制改革領導小組を包摂するようになり、習近平がその委員会の長となっている。司法体制改革の重要性が高まっていることが分かる。

習近平政権は司法体制改革として、法律や制度を基に、党中央への権力の集中を積極的に押し進めている。中国共産党と人民法院のあいだの領導（命令的指導）関係に関しても、法律や制度に基づいた人民法院の組織づくりや業務の遂行を試みている。そのなかで重要な政策のひとつに位置付けられているのが、司法責任制の導入である。具体的には、裁判官の専門職業化を押し進めることと、審判委員会の権限と裁判官の職責を明確に区分することを目指した。これに関して、最高人民法院は、裁判官の専門職業化は進み、審判委員会に預けられる件数が大幅に減少したといった司法責任制導入の成果を強調した。

しかし、報告者が2015－2016年に実施した調査に基づけば、裁判官の職業意識は依然として伝統的である。人民法院内部には司法試験に合格し、法律の専門知識を有する「知識世代」と、司法試験を受験せずに法曹人材になった「経験世代」が混在している。「知識世代」は、「経験世代」が築き上げた技術を体得することが裁判案件を処理する最善の方法であると認めており、法律に基づく裁判よりも話し合いをもとにした伝統的な解決方法を重視している。また審判委員会の組織改革をみると専門法官会議という諮問組織がその職務の多くを代替するようになっており、裁判官が判決を出す際に党組織を頼るという実態に大きな変化はみられていない。

本報告は、10年間にわたる習近平政権下の司法体制改革を概観するとともに、具体的な政策実施として司法責任制の導入に着目し、その制度変化と第一線（street level）での実態について検討する。